

☆ 乙訓特定健診が始まります ☆

今年も7月1日より乙訓特定健診が始まります。

期間：

平成23年7月1日（月）～10月31日（月）

※事前にご自宅に送付されております「受診券」および「受診票」と「健康保険証（お忘れになると受診できません）」をお持ち下さい。

受けられる日：

月曜日から土曜日の朝診にお越し下さい。

（事前の予約は不要です。）

自己負担金：

1,000円です。

（基準により自己負担金が免除の方もおられます。詳しくはお住まいの市町にお問い合わせ下さい）

平成23年度の各種検診

（実施期間は特定健診と同じです）

・ 肝炎ウイルス検診

受診対象の方には市町より受診票が送られてきます。

（自己負担金はありません）

・ 前立腺がん検診

55歳以上の希望される男性の方で、自己負担金は200円です。

・ 大腸がん検診

40歳以上の方で、自己負担金は400円です

・ 生活機能評価

対象となる方には市町より様式が送られてきます。

こちらの期間は平成23年7月1日（金）～平成24年2月29日（水）となっておりますのでご注意下さい。

☆ 義援金へのご協力ありがとうございました ☆

3月11日（金）14時過ぎに三陸沖を震源として発生しました、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）への復興支援として、当院では義援金箱を設置し、皆様からの義援金を募らせていただいております。

皆様からお寄せいただきました義援金は、3月末日と5月末日に一旦回収し、日本赤十字社へ送金いたしました。

5月末日現在で、皆様からお寄せいただきました義援金総額は¥281,700となっております。多くの皆様のご理解とご協力、誠にありがとうございました。またこの中には、当院職員からの義援金も含めさせていただきます。

引き続き院内3ヶ所に義援金箱を設置しており、継続して復興支援にあたらせていただきます。被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

☆ 病院からのお知らせ ☆

7月31日が有効期限の保険証・受給者証等をお持ちの患者様は、お手元に届きましたら、受付にて新しい有効期限の保険証等をご提示下さいますようお願い致します。



☆ 健康保険証について ☆

当院では月一回の保険証の提示をお願いしています。健康保険証の提示は本来、医療法や保険医療機関及び保険医療養担当規則の規定により、来院毎に見せていただくのが良いのですが、便宜上月一回の確認にさせていただいております。なお、コピーでの提示はお受けできません。受給資格が変わられた場合などは、必ずお申し出下さい。

新河端病院 理念

信頼と安心の医療

1. 患者様に感動をしていただける医療を実践します
1. 患者様に選んでいただける病院づくりを実践します

「患者さまの権利」

- 患者さまには次のような権利があります。私たちはその権利を尊重するような医療を行います。
- ・ 医療を受ける権利
 - ・ 知る権利
 - ・ 自分で決定する権利
 - ・ プライバシーを守られる権利



医療法人 医修会 新河端病院

病院に対するご意見ご希望、また「ふれあい」へのご意見をお聞かせ下さい。（備え付けの意見箱をご利用下さい。）